

# 会 計 規 程

(制 定 平成 9年 6月 6日)  
最終変更 平成27年 6月22日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本公認会計士協会近畿会規約（以下「規約」という。）第 39 条第 4 項の規定の基づき、予算書及び財務諸表等の作成、予算管理その他会計に関し必要な事項について、日本公認会計士協会の会則及び会計規則により難しいものを定める。

(会計年度)

第 2 条 当地域会の会計年度は、規約第 36 条に規定する事業年度に従い、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計区分)

第 3 条 当地域会の会計は、次のとおり区分する。

- 一 一般会計
  - 二 その他特に区分を必要とする特別会計
- 2 特別会計は、地域会役員会の議を経て特別の事業目的のため設けることができる。
- 3 特別会計を設けた場合には、予算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び予算実績対比表（日本公認会計士協会の会計規則第 24 条の予算実績対比表をいう。）において一般会計と特別会計の内訳を表した内訳表を作成しなければならない。

(様式及び表示科目)

第 4 条 予算書、財務諸表等その他の書類の表示科目は、その性質を示す適当な名称で表示するものとする。

- 2 前項の書類に関し必要な様式及び表示科目は、細則で定める。

(特定資産)

第 5 条 特定資産は、特定の目的に係る経費に充てるため積み立てた金融資産に属する科目及び保有形態を示すその他の科目をいい、地域会役員会の議を経て設定することができる。

- 2 会員（準会員を含む。）又はその他のものから寄附金を受け入れた場合は、原則として特定資産に繰り入れなければならない。
- 3 前項の規定による繰り入れは、寄付者の意向に沿って適切に行わなければならない。
- 4 特定資産は、特定の目的が発生した場合、目的に従って取り崩すことができる。
- 5 特定資産は、当初の目的を終了したときは、地域会役員会の議を経て取り崩すことができる。
- 6 第 4 項の規定にかかわらず、会長は地域会役員会の議を経て、特定資産（第 2 項

の特定資産を除く。)を当初の目的以外の経費に充てるための取り崩しを行うことができる。

(予算原案の作成)

第6条 年度予算の原案は、各部・委員会の予算要求に基づいて、予算特別委員会が作成し、毎期3月末日までに会長に提出する。

2 前項の予算要求は、毎期所定の日までに予算特別委員会に提出しなければならない。

3 予算原案の作成に当たっては、期末に予想される未収会費相当額を当該年度の財源に充当してはならない。

(予算執行及び科目間の流用)

第7条 予算に定められた金額は、原則として定められた目的以外に使用し、又は流用することができない。ただし、会長が予算の執行上必要と認めたときは、小科目間において流用することができる。

2 会長は、予算の執行上中科目間の流用が必要と認めたときは、地域会役員会の議を経て、中科目間において流用することができる。

(予備費の使用)

第8条 予測しがたい費用、借入金の返済及び固定資産の取得に係る予算の不足に備えるため、予算書に相当額の予備費を計上するものとする。

2 会長は、前項の予算を超えて使用するとき、又はその他の必要が生じたときは、地域会役員会の議を経て、予備費を使用することができる。

(退職給付費用及び退職給付引当資産並びに会員厚生自家保険引当金繰入額及び会員厚生自家保険引当資産)

第9条 退職給与規程に基づく退職金により計算した退職給付費用及び慶弔細則に基づく弔慰金により計算した会員厚生自家保険引当金繰入額は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

2 退職給付引当資産は退職給付引当金と同額になるまで、会員厚生自家保険引当資産は会員厚生自家保険引当金と同額になるまで、それぞれ繰り入れるものとする。

(特定資産の運用益による取得)

第10条 第8条の規定にかかわらず、特定資産は運用益の増加額の範囲内で取得することができる。

(受取補助金及び受託収益)

第11条 会長は、受取補助金又は受託収益が予算を超える場合には、第8条の規定にかかわらず、地域会役員会の議を経て、当該収益の範囲内で当該事業のため直接必要な経費に充てることができる。

(経理事務の細目)

第12条 会計帳簿、会計処理及び経理事務に関し必要な事項は、細則で定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成9年6月6日から施行し、平成10年3月31日に終了する事業年度から適用する。
- 2 この規則の施行日をもって経理規程を廃止する。

### 第1次 改正附則

この改正規則は、会則第65条及び第101条の改正について金融庁長官の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から始まる事業年度から適用する。

### 第2次 改正附則

この改正規則は、規約第37条の改正規定の施行日（平成20年6月5日）から施行し、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

### 第3次 改正附則

この改正規則は、平成22年6月21日から施行し、平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

### 第4次 改正附則

この改正規程は、平成25年6月20日（近畿会総会において承認のあった日）から施行し、平成25年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

### 第5次 改正附則

- 1 この改正規定は、規約第39条の改正について本部理事会の承認があった日（平成27年9月17日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会計規程の規定は、平成28年4月1日以後開始する事業年度について適用する。